

「児童の安全確保及び学校の安全管理」について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

校外だよりでもふれられていたように、先日起きた新潟での痛ましい事件以来、児童の安全な登下校について、改めて見つめ直す取り組みが進められています。

本校でも「児童の安全確保及び学校の安全管理」について、児童の事件や事故を未然に防ぐために次の要項を作成し、万全の体制で取り組んで参りたいと考えています。また、子どもたちへの指導も徹底し、安全で安心して学校生活を送ることができるようにしていきたいと考えます。何卒ご協力とご理解をお願い申し上げます。

児童の安全確保及び学校の安全管理について

横浜市立荏田西小学校 安全部

この「児童の安全確保及び安全管理について」は、本校における児童の事件や事故を未然に防止したり、被害を最小限に食い止めたりするために定める。

1. 来校者への対応

- 校門（正門・西門を含む）は、原則として8時10分に開門する。児童の登校終了後、西門は施錠、正門は電子錠により施錠を行う。（児童が校内にいる時間帯のみ施錠。土日は行わない。）
- 出入口を限定する。
（授業中、保護者の方は、昇降口、その他業者等は職員玄関を出入り口とする。出入りは、正門のみを使用し、来校者はインターフォンを通して、職員室と連絡を取り合う。退校する場合は、職員室に声をかけてから出る。）
- 来校者の受付を職員室に置く。
- 来校者には入校証として「名札」を着けてもらう。
- 保護者の方には、「荏田西小」の名札を着けてもらう。
- 「名札」のない方へは、声かけによる身元確認をする。

2. 施設設備の点検整備

- 校門、非常口、非常階段、外灯、鍵の点検整備を行う。（毎月の安全点検日）
- 非常放送設備の点検整備に努める。（毎月の安全点検日）
- 死角の原因になる立木等の障害物を日常的に撤去するように努める。
- 放課後、教室のカーテンは、防犯上開けておく。

3. 児童の安全確保の徹底

- 職員は、非常時には他の職員と連携し合い、迅速な行動をとる。
- 教職員の校外パトロールを強化し、安全に登下校できるようにする。
- 教職員（校長、副校長を軸に）による校内の巡回を随時実施し、安全管理の強化に努める。
- 本規定を遵守し、教職員全体で安全管理の研修及び訓練を実施し、教職員の安全管理についての啓発に努める。

○休み時間には、児童だけでいることがないように各学年・各フロアに必ず教職員がいるようにし、児童の安全を確認することができるようにする。

○不審者発見時には、校長（副校長）に窓口を一本化し、迅速な警察への通報を行う。

○状況によっては、不審者発生時において児童の安全確保のために引き渡しを行う場合も考えられる。

○特別教室は、普段施錠する。

○教室を放課後から8時15分まで施錠する。

○8時15分から25分までに登校する。昇降口は8時15分に開錠する。

○安全に配慮しなければならないもの（理科のマッチや図画工作のカッターナイフなど）については学校にて準備する。彫刻刀やはさみなどについても学級で一括管理する。

○図工室や理科室などにおいても施錠を徹底し、ものの安全な管理を徹底する。

○校内での児童特定のため上履きに、学年、組、名前を明記する。

4. 児童への対応

○安全管理についての指導や避難訓練を計画し、実施する。（年度当初）

○安全管理について「学級活動」の時間に指導する。

○学校に必要なものは持ってこないよう指導し、安全に学校生活を送ることができるようにその都度指導する。

5. 保護者及び「まち」との連携

○学校の活動全般における「学校支援ボランティア」への協力を依頼する。

○不審者を発見したときは学校等への通報を依頼する。

○地域交流室、図書館等の校内施設を地域の方々の学習、交流の場として活用してもらう。

○「荏田西安全なまち会議」で、学校防犯と地域防犯の連携・融合を図り、児童生徒及び地域住民の安全を守る。

○各家庭に「子ども110番の家」を依頼する。

○「スクールゾーン対策協議会」や「学警連」等と連携し、通学路の安全点検や要注意個所の改善に努める。

○「えだにし学援隊」を支援し、児童の安全を守る。